

北京大野木マイツ・天津大野木マイツニュースレター

2018年1月号

企業清算における簡易抹消制度に関する実務上の解析

担当者：徐・平出

中国ではここ数年、企業登記制度改革が全国範囲で実施されており、企業設立に関しては登記手続きのハードルが大幅に引き下げられ、高効率で迅速簡便になっています。

一方の清算による企業撤退については、2016年12月26日に国家工商総局が「企業簡易抹消登記改革の全面推進に関する指導意見」（工商企注字〔2016〕253号）以下「指導意見」と略）を公布し、2017年3月1日より全国範囲で簡易抹消登記改革を実施することを決定しました。

簡易抹消制度とは登記抹消フローを簡略化し、申請書類を減らすことより、『市場主体の退出の利便性を実現することを目的に』、特定の条件を満たす企業に対して、通常
の清算手続き以外に、簡易抹消制度を選択する権利を与えて、企業が登記機関（所轄工商
局）に公告申請を行い、45日の公示期間終了後30日以内に企業の工商登記抹消を認
める制度です。

ここでいう特定条件とはネガティブリスト企業や信用状況の悪い企業以外の企業で
①債権・債務がない企業、②設立後経営活動を行っていない企業を指しています。

「債権・債務がない」ということには簿外になっている労働債務（未払給与等）も税
金債務（過去の税務手続きの誤り等による過少納付等）なども含まれます。

「指導意見」の実施から約1年が経過しましたが、この制度の実務上の運用はどの
ようになっているのか気になるところですが、昨年4月頃に、弊社で天津地区のある日
系企業の清算案件をお手伝いした際に、手続き上「簡易抹消制度」を使って工商登記の
抹消を行ないましたが、「簡易抹消制度」は最後の工商登記証抹消の段階で初めて適用
可能になったわけであり、そこに至るまでの税務登記抹消等については従来どおりの手
続きと期間を要しており、実態はあまり変わっていないというのが実情です。

以下は、通常抹消と簡易抹消登記の違いです。

分析内容	通常抹消登記	簡易抹消登記
清算委員会の届け出	「会社法」等関連規定に基づき、会社は抹消を申請する前に、清算委員会の設置及び工商局への届け出が必要。	「会社法」に基づき、清算委員会の設置は必要。ただし工商局への届け出は不要。
公告形式	指定新聞紙上での公告（有料）の手続きが必要。	指定新聞紙上での公告の手続きは不要、その代り「国家企業信用情報公示システム」上で45日（自然日）の簡易抹消公告を無料掲載し、一定書類のアップロードが必要。 <u>公告期間満了後30日（自然日）以内に正式に工商登記抹消（営業許可証の正式抹消）が必要。</u>
営業許可証の正式抹消	①国税登記抹消完了証明 ②地税登記抹消完了証明 ③外貨登記抹消完了証明 ④税関登記抹消完了証明 ⑤労働社会保険登記抹消完了証明（一部の区では不要） 上記を揃えた時点で営業許可証の抹消が可能になる	①国税登記抹消完了証明 ②地税登記抹消完了証明 ③外貨登記抹消完了証明 ④税関登記抹消完了証明 ⑤労働社会保険登記抹消完了証明（一部の区では不要） 上記を揃えた時点で営業許可証の抹消が可能になる 注：上記に記載の通り、公告期間満了後30日以内に営業許可証の抹消申請が必要であるため、「国家企業信用情報公示システム」上での簡易抹消公告を掲載するタイミングも考慮する必要あり
抹消手続きに要する期間	通常12ヶ月前後（うち国税・地税の税務関連手続きで、半年以上かかるケースが多い）	清算委員会の届け出手続きが不要になるため、通常抹消より多少の短縮にはなるが、国税・地税の抹消は従来通りの手続きが必要で、最近では以前にも増して抹消前の検査が長期化する傾向にあり、全体期間の大きな短縮・負担軽減は期待できない。

確かに簡易抹消制度を利用できれば、コストと時間の節約が期待できますが、上記の「営業許可証の正式抹消」の欄で分かるように、税務局等の管理機関での通常の抹消手続きがすべて完了していることがこの制度利用の大前提ということですので、税務登記抹消手続きについて従来どおりのことが要求される限りは、目に見えて簡素化されたとは言えず、今回の「指導意見」の目的である『**市場主体の退出の利便性を実現すること**』は外資企業にとっては難しいということになります。

そもそもこの制度は、外商投資企業だけを対象にしたものではなく、中国内資企業をも対象とするもので、現在中国国内に多く見られる、登記は有るが実体の無い、いわゆる「ゾンビ企業」の登記抹消を簡便化して整理したいという趣旨で制定された制度であるとみるべきであり、外資企業の清算登記抹消においては、撤退手続きが容易になったということには残念ながらなっていないのが現状です。（完）